

みんなが安心して暮らし安全に過ごせるまちづくりを

20年間にわたって、中京区城巽学区の交通安全連絡協議会の会長を務めています。活動の内容は、地域で開かれるイベントでは女性会や消防団とも協力しつつ、合同パトロールをしています。自分の暮らす町を、安全で安心できるものにしたいたいという思いから続けてきた結果でしょう。か、本年、京都市市憲章推進者」として表彰していただきました。本当にうれしく思っています。

現在は「安全見守り隊」の一員として、学区内にある高倉小学校の生徒が下校する時の見守り活動にも参加しています。高倉小学校の通学路は交通量の多い道路が多いので、特に低学年にとっては危険がいっぱい。私たちは「おかえり」「車が来ているよ」「自転車が通るよ」と声をかけながら、子どもたちが安全に歩けるよう誘導します。

春先、特に新入生は緊張した面持ちで歩いていきます。それが日ごとに生き生きとした表情になり、夏頃には子どもたちの方から「こんにちは！」「ただいまあ」とあいさつをしてくれるようになると、こちらも元氣をもえますね。



徳永 保さん
城翼学区・交通安全連絡協議
会会長の他、中京区交通安全
連絡協議会の副会長も務める

市民憲章を実践しているひと



見守り隊の活動は今年で10年目を迎えます。始めた当時に小学校低学年だった子どもたちも、今では中学生になっています。通学路も変わり会うことがありますが、時折顔を合わすと恥ずかしそうに会釈をしてくれた、親御さんが未だに感謝してくれたり…。

私自身、この地域にお世話になってきました。何か恩返しをと思って始めた活動ですが、たくさん元氣と喜びを与えてもらっているような気がします。今後も体力の続く限り、続けていきたいと思っています。

市民憲章を推進する京都市の取り組み

文化を生かしたまちづくり

文化庁の全面的移転に先駆けて、平成29年4月、文化庁の地域文化創生本部が京都に発足。文化を基軸とした施策の融合と文化政策の更なる推進に取り組むとともに、京都から日本文化を発信し、「世界の文化首都・京都」を目指します。



DO YOU KYOTO?
～京都議定書誕生20周年～

毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー」(環境に良いことをする日)として、公共交通機関の利用、屋外照明の消灯などを呼びかけています。また、本年で20周年を迎える「世界の京都・まち美化市民総行動」や、マイバック持参など、市民ぐるみでごみの削減に取り組んでいます。



市民憲章推進者の表彰

地域の美化活動や福祉ボランティア、青少年の健全育成、伝統行事の保存継承など、市民憲章を率先して実行されている方々に対して、毎年京都市長から表彰が行われています。平成29年度は個人198名、団体15団体が表彰されました。



市民憲章をはじめ、推進テーマや実践目標、行動例は、京都市ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000179116.html>

京都市市民憲章

検索

京都市市民憲章推進協議会

事務局

京都市総合企画局市長公室広報担当

〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話／075-222-3094 FAX／075-213-0268

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



R80
古紙パルプ配合率80%再生紙



回覧してください

[illegible]

平成29年7月 京都市印刷物 第294290号



しみんけんしょう
Q. 市民憲章ってなんだろう？

こた なかめん
答えは中面に！

市民憲章とは...?

京都市市民憲章は、私たちのまち・京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、昭和31年に市民の皆様の手により制定されました。今日まで、住みよいまちづくりのために大切にしたいみんなの約束ごととして大きな役割を果たしています。市民憲章は全国600以上の都市で制定されていますが、京都市の市民憲章が日本で最初にできた市民憲章と言われています。

つまり市民憲章とは

まちをよりよく、もっと好きになるために
大切にしたいみんなの約束ごとです。

声に出して読んでみよう！

京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、
わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。
この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、
お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものであります。

わたくしたち京都市民は、

- 美しいまちをきずきましょう。
- 清潔な環境をつくりましょう。
- 良い風習をそだてましょう。
- 文化財の愛護につとめましょう。
- 旅行者をあたたかくむかえましょう。

五箇条と言われる
5つの約束ごとで
定められているよ。

昭和31年5月3日制定

この市民憲章を日々の暮らしに生かし、より具体的な行動につなげていただくため、毎年「京都市市民憲章推進協議会」で定めた、「推進テーマ」と5つの「実践目標」とともに、身近に取り組むことができる「行動例」を紹介しています。「市民力」、「地域力」などのあらゆる京都の力を合わせて、明るい未来を切りひらき、「京都に住んでよかった」と感じる魅力あふれるまちづくりを進めていきましょう。

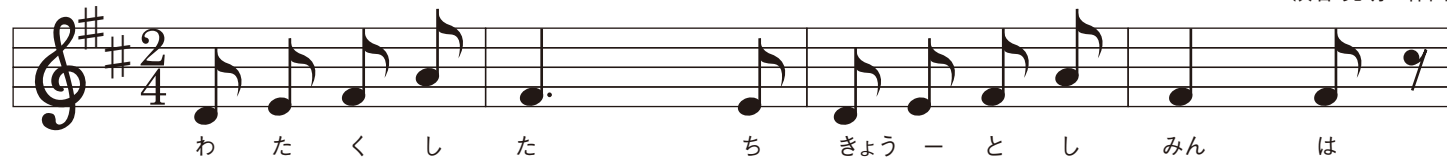
歌ってみよう！

市民憲章が制定された頃、市民憲章の歌は市内の小学校で歌われていました。楽譜を見てみんなで歌ってみましょう。

あかるく

京都市市民憲章の歌

波谷 光明 作曲



- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. う つ く し い | ま | ち | を | き | ず | き | ま | し | よ | き | ず | き | ま | し | よ | | |
| 2. せ い け つ な | か | ん | ぎ | ょう | を | つ | く | り | ま | し | よ | つ | く | り | ま | し | よ |
| 3. よ い ふ う | し | ゆ | う | を | | そ | だ | て | ま | し | よ | そ | だ | て | ま | し | よ |
| 4. ぶ ん か ざ い の | あ | い | ご | に | | つ | と | め | ま | し | よ | つ | と | め | ま | し | よ |
| 5. り ょ こ う し ゃ を | あ | た | た | か | く | む | か | え | ま | し | よ | む | か | え | ま | し | よ |

京都市市民憲章 平成29年度 5つの実践目標

平成29年度推進テーマ：文化の力で日本を元気に暮らしの中にある日本文化を見つめ直そう

1

自然やまちの美観を守り、
緑豊かな美しいまちにしましょう。

家の周辺や道路などの掃除を心がけ、ごみのポイ捨てをしないようにしよう。
また、緑豊かなまちのために、緑化活動に取り組もう。



2

「しまつのころ」を大切に、
環境にやさしい暮らしを実践しましょう。

エコバッグやリユース食器の使用や、冷暖房の節電を意識するなど、
地球にやさしい暮らしを意識しよう。まずは、ごみを減らすところから。



3

地域のつながりを大切にしながら、
安心・安全で健康に暮らせるまちをきずきましょう。

京都の最大の強みは「地域の力」。
町内会や地域活動に積極的に参加して、ご近所付き合いを深めよう。



4

世界に誇る京都の文化や伝統を
大切に守り伝えましょう。

京都にたくさんある文化財や伝統文化、歴史を見て、触れて、体験してみよう。
日本の文化を次の世代まで守り、世界へ発信していくことは私たちの大切な役割。



5

京都ならではの「おもてなし」を実践し、
京都の魅力を世界中の人に伝えましょう。

国内外からたくさんの観光客が訪れるからこそ、京都らしいおもてなしを。
道案内や観光案内をして、あたたかくサポートしよう。



できることから始めよう！

今日からはじめる行動例（できることをチェックしてみよう）

- | | | |
|--|--|--|
| ☐ ごみやたばこの吸殻等の
ポイ捨てをしない。 | ☐ 使いぎり、食べきり、水きりの
「生ごみの3きり運動」を心がける。 | ☐ 和装や京都の食文化に親しむ。 |
| ☐ 身近な公園や街路樹などの緑を育てる。 | ☐ 公共交通機関を利用する。 | ☐ 伝統文化の鑑賞など、
文化への理解を深める。 |
| ☐ マイバッグ、マイボトルなどの
エコグッズを使用する。 | ☐ 町内会に参加するなど、
地域とのつながりや交流を大切にする。 | ☐ 京都の魅力を
国内外から訪れる人に伝える。 |
| ☐ 日常的な門掃きを心がける。 | ☐ 自転車は交通ルールや
マナーを守って運転する。 | |
| ☐ 歩きながら携帯電話を使用しないなど
携帯電話のマナーを守る。 | | |

その他の行動例については

京都市市民憲章

検索